三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故の一年間に交通事故を引き起こしたことがある者	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として新たに雇い入れた者であって雇い入れの日前三年間に当該適性診断を受診したことがない者（個人タクシー事業者を除く。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

○国土交通省告示第千三百十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十二年十月二十二日に次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十二年十一月五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　適性診断を実施する者の名称

株式会社倉敷交通教育センター

二　主たる事務所の所在地

岡山県倉敷市中島二二三六番地一〇〇

三　適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断	死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故の一年間に交通事故を引き起こしたことがある者及び軽傷者（同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故の一年間に交通事故を引き起こしたことがある者	①心理テストによる診断 ・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断 ・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ ②視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こした運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として新たに雇い入れた者であって雇い入れの日前三年間に当該適性診断を受診したことがない者（個人タクシー事業者を除く。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適齢診断	高齢者（六十五才以上の者をいう。）		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のため身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

○気象庁告示第十二号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月五日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第10509号	神奈川県秦野市曽屋500	横河電子機器株式会社	平成22年10月8日

型式証明を受けた気象測器の種類及び型式
気象測器の種類及び型式 電気式温度計の感部K5639AJ

○四国地方整備局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月五日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　南予レクリエーション都市計画道路事業三・四・三二号大浦一号線

三　事業施行期間　自平成二十二年十一月五日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県宇和島市大浦地内

使用の部分　なし